

〔要件ほか〕

- ・従業員数が、商業、サービス業で5人以下 ※環衛業種も運転・設備資金ともに可能
  - ・従業員数が、製造その他で20人以下
  - ・市内で1年以上営業している
  - ・6ヶ月以上経営指導を受けている(商工会入会から6ヶ月以上経過している)
  - ・税金(所得税、法人税、事業税、住民税)を完納している
  - ・融資限度額 2000万円以内
  - ・運転資金は7年以内返済(1年以内の据え置き可能)
  - ・設備資金は10年以内返済(2年以内の据え置き可能)
- (ただし、既往のマル経残高と合わせ1500万円を超える推薦の場合、①事業計画書の作成(実績見込み表含む)および②おおむね6箇月ごとに実地訪問と事業計画進捗報告書(収支等の状況表含む)の作成、提出が必要となります。
- (また、融資額 1000万円超 返済期間 運転資金5年超 設備資金7年超 据え置き間 6ヶ月超は事後指導および経理指導あり 設備は実地訪問もあり)

〔必要書類〕(提出もしくは提示をお願いするもの)

- ・前年、前々年の決算書と確定申告書(控)・・・税務署受付印の押されているものまたは e-tax のメール詳細の写し  
(税務署受付印なければ証明書が必要な場合も)
- ・決算から6ヶ月以上経過していれば、直近の試算表(法人の場合)
- ・借入金の明細・・・銀行、ローン会社発行の明細書(住宅ローン・カードローンを含む)  
返済状況を確認できる書類(通帳等)
- ・商業登記簿謄本(法人の場合)(前回の借入以降に変更事項があった時)
- ・許認可事業であれば、許認可書の写し
- ・固定資産税課税明細書(不動産をお持ちの方)
- ・納税額(所得税、法人税、事業税、住民税など)・・・領収印のある納付書など 金額わからなければ証明書が必要な場合も
- ・設備資金であれば、見積書、カタログなど
- ・(初回申込みの時のみ)申込人所有の不動産登記事項証明書(登記簿謄本)・・・法務局にて  
※法人の場合は代表者分を含めて必要

〔その他〕(所定の用紙に記入、押印いただくもの)

- ・融資申込書、推薦書、個人情報の取扱いに関する同意書

〔借入決定後〕

- ・印鑑証明書 1通
- ・実印
- ・収入印紙(融資決定金額に応じて)
- ・引落し、送金先の預金口座通帳
- ・(初回申し込みのみ)口座振替依頼書・預金口座届出印